

東京都指定 社会福祉法人幹福社会

重度訪問介護従業者養成研修 開催要項

基礎課程及び追加課程（通学）

令和4年度（2022年度）4月～3月（全21回）

1 目的

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等のニーズに対応した必要な知識・技能を有する重度訪問介護従業者養成するため、東京都の指定を受け、「東京都重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程（通学形式）」を実施します。

2 研修日程 令和4年（2022年）4月1日から開催（各回定員12名）

3 開催会場（講義、実習、演習）

- 講義、演習会場 幹福社会研修室（立川市錦町3-1-29 サンハイム立川1F 研修室）
- 実習先 社会福祉法人幹福社会

4 内容 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程10時間・追加課程10時間）

5 研修参加費用 受講料 26,200円（消費税込み）
テキスト代 3,800円（消費税込み）※お持ちの方はテキスト代不要
※受講料は開講初日に現金にてお支払いください。

6 受講資格 重度訪問介護従業者として従事する者（予定者を含む）
所属事業所の推薦を得ることが出来る者

7 研修修了の認定

指定した研修カリキュラムをすべて受講した方を修了者と認定し修了証明書を発行します。

8 受講申込方法

① 申込み方法

本紙要項添付の申込み用紙に必要事項を記入の上、（事業所の承認印が必要です。）
幹福社会本部に随時、郵送もしくはファックスにてお申込みください。

※申込み用紙の到着をもって受付とさせていただきます。電話での予約はできません。

② 申込み受付時間 平日 午前9時～午後5時まで

③ 申込み〆切期日 定員に達した時点、もしくは、研修一週間前に〆切

9 受講者決定

受講決定者には、郵送にて決定通知をお送りします。

10 本人確認ご協力のお願い

研修申込者と受講者が同一人物であること、本人であること等を確認させて頂くため、開講初日に以下の公的証明書の写しをご提出頂きます。

本人確認ができない場合は、受講をお断りさせていただきますのでご協力をお願い致します。

<公的証明書の例>

運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの。記載があるものは不可。）、住民基本台帳カード、在留カード等、国家資格等を有する方については、免許証又は登録証等、個人番号カード（表面のみ）

研修日程表

| | 時間 | 科目 |
|---------|-------------|--------------------------------------|
| 1 日目 | 9:00- | 開場・受付開始 |
| | 9:15-9:40 | 研修ガイダンス |
| | 9:40-11:40 | 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 |
| | 11:45-12:45 | 基礎的な介護技術に関する講義 |
| | 13:30-17:30 | 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義 |
| 2 日目 | 9:30-10:30 | 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 |
| | 10:35-12:35 | コミュニケーションの技術に関する講義 |
| | 13:30-15:00 | 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する演習 |
| | 15:05-17:05 | 外出時の介護技術に関する演習 |
| | 17:10-17:40 | 実習オリエンテーション |
| 3 日目 | 9:30-13:00 | 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 |
| | 14:00-17:00 | 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 |

お申込み・お問い合わせ

＜幹福社会 法人本部 研修担当＞

TEL:042-540-1230 FAX:042-540-2012

研修開催会場：東京都立川市錦町 3-1-29 サンハイム立川 1F 研修室



社会福祉法人 幹福社会

当法人は、障害当事者が組織運営する「自立生活センター」を母体とし、1997年に設立されました。

法人の意志決定機関である理事会・評議員会メンバーの多くが障害を持つ人、障害者（児）を家族に持つ人たちで構成されており、「サービスを利用する人の立場に立って運営すること」を基本理念としています。

現在は日常生活を支えるヘルパー派遣と育成を中心に据え、障害者・高齢者の地域生活を支える福祉事業を展開しています。